

令和2年4月20日

保護者各位

福島県立会津第二高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業のお知らせ

晩春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し特段のご配慮とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言において福島県が対象地域となったことを受け、本校においても臨時休業の措置をとることとなりました。つきましては下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 期 間 令和2年4月21日（火）～令和2年5月6日（水）
※ただし、**4月28日（火）を登校日**としますので、**17:45**には登校させてください。
なお、この日については**通常どおり（16:40-17:40）給食を実施**します。
- 2 留意事項
 - (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることから、人混みや繁華街への不要不急の外出はもとより、密閉・密集・密接のいわゆる「3密」を避け、基本的に自宅で各教科からの課題や家事に取り組むようご指導ください。なお、各教科の課題については、5月7日（木）に提出させてください。
 - (2) 風邪やインフルエンザへの対策と同様、手洗いやうがいの徹底等、引き続き感染防止に努めてください。
 - (3) 感染拡大の防止の観点から、免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、室内での運動の工夫など規則正しい生活を送るようご指導ください。
 - (4) 適切な環境の保持のため、自宅でもこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めてください。
 - (5) 自宅待機中は、先日配付した健康観察シートを活用して検温及び健康観察を厳重に行うようご指導ください。
 - (6) やむを得ずアルバイトに従事する場合は、感染防止対策を徹底し、体調に細心の注意を払って従事するようご指導ください。
 - (7) 下記のような症状がある場合は、**帰国者・接触者相談センター〈(24時間／土日祝日含む) 0120-567-747〉**に相談し指示に従ってください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - ・ 基礎疾患があつて上記の状態が2日続く場合感染が疑われる場合
 - (8) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに学校にご連絡をお願いします。
 - (9) 今後の状況によっては対応に変更が生じる可能性があります。その場合、学校から連絡することがありますので、常に連絡が取れる状態を維持するようご指導ください。
※なお、緊急に学校ホームページ上で連絡する場合がありますので、定期的に学校のホームページを確認してください。（会津二高ホームページ URL ; <https://aizu2-h.fcs.ed.jp/>）
 - (10) 忘れ物その他のやむを得ない理由で校舎に入りたい場合は、事前に学校に連絡してください。

3 問い合わせ

ご不明な点があれば、本校教頭までご連絡ください。（TEL 0242-27-3660）